

安登小学校 P T A 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 名称を「呉市立安登小学校 P T A」と称する。(以下 本会とする。)

(事務局)

第2条 本会の事務局は、呉市安浦町安登西五丁目7番19号 安登小学校 (以下 本校とする。) 内に置く。

第2章 目的及び方針

(目 的)

第3条 本会は、児童の幸福の増進と会員の教養向上を図ることを目的とする。

(方 針)

第4条 本会は、その目的達成のため次の事を行う。

- (1) 家庭教育の改善を図り、学校教育と緊密な連携をとる。
- (2) 会員の教養を深めるいろいろな行事を行う。
- (3) 児童の健康増進のため積極的に推進を図る。
- (4) 教育的環境の改善に協力する。
- (5) 青少年育成活動に協力する。

第3章 組 織

(組 織)

第5条 本会の会員は、本校の保護者ならびに職員とする。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上
- (3) **各部担当** 若干名
- (4) クラス役員 若干名

- | | | |
|----------|-----|-----|
| (5) 地区役員 | 若干名 | |
| (6) 監査委員 | 2名 | |
| (7) 参与 | 1名 | 学校長 |
| (8) 事務長 | 1名 | 教頭 |
| (9) 会計 | 1名 | 教頭 |

(顧問)

第7条 本会に、顧問を若干名おくことができる。

- (1) 顧問は、会長が委嘱することができる。
- (2) 顧問は、必要に応じて会長の諮問に応ずる。
- (3) 任期は、定期総会より翌年定期総会までの1年とする。

(役員選出)

第8条 役員を選出は次の通りとし、総会の承認を受ける。人数は内規で別に定める。

- (1) クラス役員は、学級の保護者より選出する。
また、クラス役員の中から執行部を選出する。
- (2) 地区役員は、地区ごとに選出する。
- (3) 監査委員は、前年度執行部の中から2名選出する。
監査委員は、他の役員を兼務することはできない。
- (4) 役員任期は、定期総会より翌年定期総会までの1年とし、
再任は妨げない。
- (5) 役員に欠員が生じた場合は、前任者の残りの期間を補充し、
会員に通知する。
- (6) 生徒数の減少に伴い、クラス役員を選出が困難になるため、会長歴任者のPTA役員免除の廃止。(平成31年4月)
(現在免除の保護者は、平成30年度の規約を適用し免除のままとする。)
- (7) 会長歴任者のPTAが集中した学年は、クラス役員を選出が困難になるため、
会長歴任者もクラス役員に選出されるが、執行部は免除とする。
(現在免除の保護者は、平成30年度の規約を適用し免除のままとする。)

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理し会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に支障のあるときは、その代理をする。
担当する各部担当との連携を図る。
- (3) 各部担当は、各部の事務等を取りまとめる。
- (5) 役員は、職員と協力の上、本会の運営に尽力する。
- (6) 地区役員は、地域との連携を図る。
- (7) 監査委員は、会計を監査し執行部に報告し、定期総会にて承認を受ける。
- (8) 参与は、本会と学校教育との調和を図る。
- (9) 事務局は、記録連絡等一般事務を行う。
- (10) 会計は、会計事務を行い監査を受ける。

(会員の資格喪失)

第10条 児童の卒業に伴い、3月31日を以て、会員資格を失うものとする。

付帯事項 執行部は、定期総会にて後任者が決定するまでとする。

第11条 児童の転校等での転出に伴い、会員資格を失うものとする。

第4章 会議ならびに会合

(総会)

第12条 総会は、定期総会と臨時総会をもつことができ、次の事項を議する。

- (1) 定期総会は、毎年4月に開催し会計報告ならびに予算、役員の変更等その他重要事項を定める。
- (2) 臨時総会は、必要と認めるとき会長が招集する。
- (3) 総会は、会員の過半数を以て成立する。

(執行部)

第13条 執行部は、会長・副会長・各部担当・参与・事務長・会計で構成し、本会の行事などの計画、協議ならびに遂行に当たる。

- (1) 執行部会は、必要に応じ臨時開催ことができ、クラス役員及び地区役員を招集することができる。

(全体役員会)

第14条 全体役員会は、必要に応じ開催することができる、PTA行事などの連絡調整を行う。

第5章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、会計の徴収金その他を以て当てる。

(会費)

第16条 会員より会費を徴収し、その方法ならびに金額は執行部会で協議し総会で承認を受ける。

(会計)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以て終わる。

第6章 内 規

第18条 本規約実施に必要な内規は、執行部会においてこれを定める。
(会長・校長・教頭と執行部の承認を得ること。)

第7章 規 約 の 改 正

第19条 本規約の改正は、総会の議決によらなければならない。ただし、3分の2以上の承認を必要とする。

附則

(実施期間)

第1条 本会の規約は、平成24年4月27日より実施する
本会の規約は、平成26年4月25日より改正しこれを実施する
本会の規約は、平成27年4月24日より改正しこれを実施する
本会の規約は、平成31年4月26日より改正しこれを実施する
本会の規約は、令和2年4月24日より改正しこれを実施する
本会の規約は、令和4年4月22日より改正しこれを実施する

(会 費)

第2条 会費は1世帯300円(月額)とする。(平成26年4月)
会費は1世帯250円(月額)とする。(令和2年9月より実施)

(出 張)

第3条 会員の出張に伴う交通費は次の金額を支給する。
(1) 安浦町内は0円とする。
(2) 呉市・竹原・東広島市は、1,000円とする。
(3) それ以上の遠方は2,000円とする。

(慶 弔)

第4条 慶弔費の支出について

〈香典〉	会員	10,000円・弔電
	会員の児童	5,000円・弔電
	職員の配偶者及び一親等	2,000円・弔電
〈見舞〉	P T A活動(行事など)で負傷	2,000円
〈餞別〉	職員	在職年数×1,000円・花束 (平成31年4月)

内規

1 クラス役員について

- (1) クラス役員の人数は、各クラス4名とし、内2名が執行部に属する
1クラス15名以下のクラスは3名とし、内1名が執行部に属する
- (2) 執行部に属する者は、規約第6条の役職に就くものとする
- (3) 次年度の学級委員選出の世話役は執行部とする。(平成31年4月)
- (4) クラス役員は各学年、1世帯につき1~2回就くものとする。世帯数の少ない学年の場合は3回になる可能性もあるものとする
- (6) 学年代表は廃止とする(学級懇談会時の書記は役員が交代で行う)
*年度末の学年会計監査は役員内で決めておく

2 P T A活動について

- (1) P T A活動を推進するために、執行部内で体育部・美化厚生部・文化教養部をおく。クラス役員については部に所属せず、執行部より協力要請があった場合、協力できる行事に参加する
- (2) 活動内容については、執行部で立案し協議及び決定する
行事などにおいて役員のお手伝いが足りない場合は、全保護者に対し協力要請をすることができる

3 地区役員について

- (1) 地区役員は、各地区で選出方法を決め3月末までに選出する。
- (2) 地区役員的人数は、児童の存する地区において各1名以上とし、地区割りは下記の通りとする。
 - ・ 塩谷・日之浦
 - ・ 源道尻・岡谷
 - ・ 奥条
 - ・ 市迫
 - ・ 向野原
 - ・ 小田野
 - ・ 中央ハイツ
 - ・ 大谷
 - ・ 跡条
 - ・ 内平・原畑
 - ・ 中切
- (3) 地区役員は、クラス役員、執行部を兼務することができる。
但し、執行部の兼務については、地域によって地区役員の仕事量が違うため各クラスで協議及び決定すること。(平成31年4月)

4 執行部について

- (1) 副会長は母親代表兼務とする
- (2) 部長・副部長を廃止し各部担当とする